

広報

160
町村合併60周年

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

- 紹介します！平成27年度の区長さん… 2
- まい・あみ・まつり2015の実行委員会紹介等… 4
- 町立学校再編計画が策定されました…… 6
- 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成… 9
- 臨時福祉給付金が支給されます…… 10

いぶきの丘阿見東(吉原土地区画整理地内) 『ふれあいの杜公園』開園

4月29日、いぶきの丘阿見東(阿見吉原土地区画整理地内)に、多目的広場・水辺の広場・ぼくらの冒険ツリーハウス(大型遊具)を備えた「ふれあいの杜公園」の開園式典が行われ、たくさんの来場者で賑わいました。

紹介します！ 平成 27 年度の 区長さん



阿見台
藤山 英夫



中郷西
木村 茂

阿見中 地区

23 行政区



行政区・氏名（敬称略）



中央西
酒井 一彦



中央東
大谷 隆義



西方
蛭原 一義



宿
細田 正



北
栗山 恒男



西郷
宮本 光雄



一区南
河野 昭喜



三区下
木下 孝男



三区上
江原 利男



鈴木
野呂 薫



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
吉田 孝



上吉原
池田 喜伯



大砂
海老澤 肇



富士団地
山口 道子



上郷
石井 定夫



一区北
中島 正晴



二区北
佐藤 靖男



住吉
田村 敏博

朝日中 地区

15 行政区



福田
山中 照嗣



新山
坂本 靖夫



下吉原
林 光洋



シンワ
高倉 裕輔



本郷
矢口 禎夫



下本郷
入江 規夫



上本郷
小見川 正巳



一区
鈴木 晟



二区南
新橋 嗣男

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 上長 角 慶一郎	 下小池 福岡 高義	 上小池 吉田 弘	 寺子 吉村 正信	 実穀 齋藤 十郎	 中根 下山 昇
 青宿 鈴木 誠	 立ノ越 北澤 孝雄	 中郷東 吉田 光男	 岡崎 野口 守	竹来中 地区 28 行政区 	 筑見 北川 浩司
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 村山 陽二	 大室 大崎 忠	 霞台 野口 勝雄	 廻戸 野口 和利	 新町 橋本 久
 塙 内田 俊雄	 石川 中山 正巳	 大形 大竹 克	 君島 山崎 明	 レイクサイドタウン 村木 貞之	 曙南 葉梨 健次
 下島津 高野 雅美	 上島津 永岡 勇夫	 飯倉二区 眞中 一	 飯倉 林 静男	 上条 齊藤 正幸	 追原 小松澤 一正
 南平台三丁目 大野 勝	 南平台二丁目 武藤 次男	 南平台一丁目 柏村 昌春	 竹来 浪川 正実	 掛馬 小澤 光夫	 南島津 湯原 光男

挑戦！ 阿見町合併60周年、その先へ

●まい・あみ・まつり 2015 ●

日時：8月1日(土)・2日(日) 午後3時～9時

メイン会場：まいあみ特設ステージ

およびまいあみストリート（通称）

『まい・あみ・まつり 2015』のテーマが『挑戦！阿見町合併60周年、その先へ』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2015』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、今年で26回目を迎えます。実行委員一同、『まい・あみ・まつり 2015』の準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

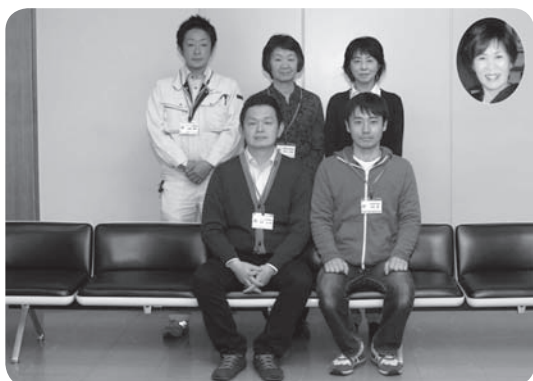
楽しいまつりのための約束だよ！



まつりにお越しいただく皆さまには、『まい・あみ・まつりクリーン3か条』にご協力いただきますようお願いいたします。去年は皆さまのご協力により会場内がきれいに保たれました。ご協力ありがとうございました。



広報協賛金部会



前列左から：高橋圭志郎（町社会福祉協議会）、青山孝敏（町商工会）

後列左から：高山聡（町商工会）、松浦松枝（町商工会）、小島直子（一般応募）、川村たみ（町商工会）

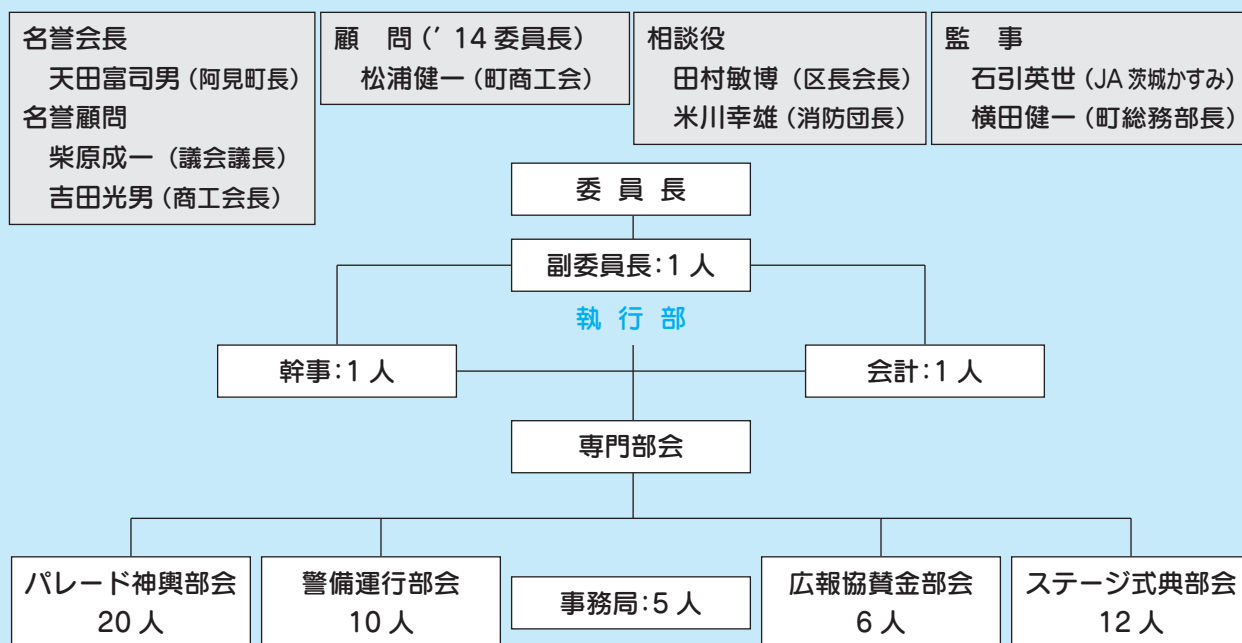
本部役員



前列左から：池田昌弘（幹事＝役場）、齋藤慎一（実行委員長＝町商工会）、須藤隆之（副委員長＝町商工会）、牛込智子（会計＝役場）

後列左から：田子智子（事務局＝臨時職員）、中根朋子（事務局＝役場）、本橋大輔（事務局＝役場）、佐藤哲朗（事務局＝役場）、山本英宏（事務局＝役場）

●実行委員会組織図●



平成 27 年 4 月 15 日現在



パレード神輿部会

前列左から:新橋嗣男（町区長会）、菊池映子（曙獅子連）、秋山和美（秋山舞の会）、小柳望（小柳組）、村野定雄（獅子神輿会）、吉田有希（役場）、石野広（阿見神輿連合）

中列左から:岡本チヨ（天翔如人）、高橋悠子（秋山舞の会）、大山雪子（天翔如人）、三浦夏末（錦織姫）、清水直美（桜睦会）、長南秀則（青宿むつみ会）、飯塚昭人（青宿むつみ会）

後列左から:松本太洋（東睦）、高野恵美子（阿見神輿連合）、三木美津江（よさこいソーラン雅）、高橋信幸（秋山舞の会）、酒井勇輔（錦織姫）、藤岡明美（獅子神輿会）

ステージ式典部会



前列左から:小野由希子（役場）、山端杏子（茨城大学農学部）、長島英幸（霞ヶ浦成人病研究事業団）、若泉徳士（一般応募）、西脇淳子（茨城大学農学部）、八巻竜史（武器学校）

後列左から:星野佑太（茨城大学農学部）、横田哲也（JA 茨城かすみ）、大山哲史（県立医療大学）、佐藤智亮（県立医療大）、川崎達矢（東京医科大学）、中川喜博（東京医科大学）

警備運行部会



前列左から:大和田淳（朝日燃料支処）、井上義邦（武器学校）、松本隆太（役場）、澤田一樹（役場）、三川徹（町学校長会）

後列左から:柳澤えりか（町体育協会）、岡野恭大（町金融団）、清水健（町金融団）、神林豊（町体育協会）、小林信行（町学校長会）

『阿見町立学校再編計画』 を策定しました

教育委員会学校教育課 ☎888-1111 (321)

わが国では少子高齢化の進展に伴い人口が減少し、経済分野における活力の低下や社会保障の負担増と合わせて、子どもや子育て環境への影響が懸念されています。町においても、全体の児童・生徒数は減少傾向にありますが、人口増加地区では児童・生徒数が急増しています。こうした学校規模の変化は、児童・生徒の教育条件、教育環境、学校運営等にさまざまな影響をおよぼしています。

こうした状況を踏まえ、町では、地域・保護者・学校関係者の代表や有識者等で構成する「阿見町立学校再編検討委員会」を組織し、町の実情に即した町立学校の適正な学校規模や適正配置など、学校再編に関する「阿見町立学校再編計画」を策定しました。

町立学校再編に関する住民意向

計画の策定にあたり、就学前児童と小学生の保護者、小学6年生および中学1年生を対象としたアンケート調査の実施とともに、地域や保護者を対象に意見交換会や説明会を開催し、さらにパブリックコメントを実施しました。その結果、次のような意見が寄せられました。

1 学年あたりの学級数	▼現状以上の学級数を希望する保護者や児童は、クラス替えへのニーズが高い ▼1 学年 2 学級以上を希望する保護者が多い
1 学級あたりの児童数	▼1 学級 20 人前後の学校では、児童数が少ないと感じている児童の割合が高い ▼1 学級 20 ～ 30 人を希望する保護者が多い
学校再編	▼学校再編が必要と考える保護者が多いが、現状のままを希望する意見は全体で 3 割強、小規模校では 4 割程度みられる ▼小規模校でも子どもへの教育を考え、学校再編を行ってほしいという意見もある ▼本郷小学校区では、児童数の増加による教育環境への影響を指摘する声が多く、小学校新設への高いニーズがある ▼学校再編により現状より規模が大きくなる学校では、環境が変化することに不安を感じている保護者が多い ▼将来、本郷地区新小学校に通学することを想定して宅地を購入している世帯もあり、通学区域の設定にあたっては、地域との合意形成を図ってほしい
通学区域や通学時間	▼通学時間が 30 分を超えると、通学時間が長いと感じる児童生徒が 4 割以上となる ▼遠距離通学への配慮として、スクールバス等の運行は不可欠と考える保護者が多い

学校再編の基本方針

	望ましい学校規模	適正配置の基本的な考え方
小学校	1 学年 2 学級以上 (おおむね 1 学年 2 ～ 4 学級) ※学校全体では 12 ～ 24 学級	▼本郷地区に新設する小学校を含めて、町全域の配置を検討する ▼望ましい学校規模に満たない学校は、遠距離通学の配慮をして、隣接校との統合を検討する
中学校	1 学年 3 学級以上 (おおむね 1 学年 3 ～ 6 学級) ※学校全体では 9 ～ 18 学級	▼望ましい学校規模であるため、現状のままとする

学校再編の実施方針

本計画に基づく学校再編の推進にあたっては、通学路の安全確保や遠距離通学に対する通学支援をはじめ、再編後の学校生活における不安への対応、統合に向けた事前交流、統合校による施設整備、放課後児童クラブの実施などに配慮しながら、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育てる教育環境の整備を目指します。

児童数の将来推計、通学等を考慮した具体的な適正配置

- ▼進学する中学校を基本に小規模校を隣接校に統合します
- ▼1 学年 1 学級となる学年が発生する実穀小・吉原小・君原小および阿見第二小を隣接校に統合し、本郷小の一部を新設校に分離し 5 校に再編します
- ▼小中一貫教育については、「阿見町教育推進委員会」を充実させ、今後、他の市町村の実施状況等を参考に、町の児童・生徒の実態に合った教育について継続して調査・研究を行います

現在の小学校区	再編後の位置	中学校区
阿見小学校	阿見小学校	阿見中学校
吉原小学校※		
阿見第二小学校※		
実穀小学校※	本郷小学校	朝日中学校
本郷小学校		
	新設する小学校	
君原小学校※	舟島小学校	竹来中学校
舟島小学校		
阿見第一小学校	阿見第一小学校	

※は再編により統合となる小学校

児童数の将来推計から想定する再編実施時期

1 学年 1 学級となる学年が発生する実穀小・吉原小・君原小および阿見第二小は、子どもたちにとってより良い教育環境の充実を目指して、それぞれの小学校区において検討委員会（仮称）を組織し、保護者・地域住民・教育委員会等と統合に向けた協議を行います。合意形成が図られ次第、統合準備委員会（仮称）を組織し、統合校間の交流を実施して再編します。

学校名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降
実穀小学校 吉原小学校 君原小学校 阿見第二小学校	 説明会 検討委員会（仮称）	 統合準備委員会 （仮称）	 統合校間の交流	再 編 （統 合）

本郷地区新小学校の通学区域

通学距離・時間や地理的な条件、通学時の交通安全確保や境界がわかりやすい幹線となる道路を考慮するとともに、本郷小地区の 9 行政区の意向を聴取した結果、都市計画道路「荒川沖・寺子線」で区分することを基本とし、地域との合意形成を図るように進めていきます。

腹部超音波検診 (集団検診)

申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係 ☎888-2940



下記の日程で腹部超音波検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

なお、**今年度人間ドックや医療機関健診で受診される場合は、お申し込みできません**のでご注意ください。

※対象年齢は平成 28 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40 歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や委縮の有無などを検査します	1,000 円

■ 検診日程

期 日	場 所	受付時間 (各日)
8 月 18 日 (火)	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』	① 午前 7 時～ 7 時 30 分
8 月 19 日 (水)		② 午前 8 時～ 8 時 30 分
10 月 5 日 (月)		③ 午前 9 時～ 9 時 30 分
10 月 6 日 (火)		④ 午前 10 時～ 10 時 30 分
10 月 9 日 (金)		

■ 注意事項

- 検査が終了するまでは、ご飲食ができませんのでご注意ください
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
 - ▼ 現在、肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の病気を治療中または経過観察中の人
 - ▼ 自覚症状がある人
 - ▼ 毎回、結果が要精密検査となる人

■ 申込期間

6 月 24 日 (水) まで (必着)

※お申し込みされた人には 7 月下旬ごろに、ご案内をお送りします

■ 申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 右記申込用紙の 1～6 をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記に申し込む
- ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館し、所定の用紙に記入し、申し込む
※ファクスや電話による申し込みはできません
※希望された日時が定員を超えた場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください (先着順ではありません)。なお、初日に希望が集中する傾向があります

▼ 申込先 〒300-0331 阿見町 阿見 4671-1 健康づくり課 (総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

■ 腹部超音波検診申込用紙

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日 (年齢)	※平成 28 年 3 月 31 日時点の年齢 大正・昭和 年 月 日 (歳)
4. 電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
5. 希望日	第 1 希望: 月 日 ・ いつでも可 第 2 希望: 月 日 ・ いつでも可
6. 希望時間	午前 時～ 時 30 分 ・ いつでも可

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の病原体の中で最も頻度の高い「肺炎球菌」による肺炎を予防するワクチンで、接種時期はいつでも可能です。肺炎球菌予防接種は平成 26 年度から国の法律に基づき定期予防接種が行われています。また、町では法律による対象者以外の人に対して、予防接種費用の一部助成を行っています。

健康づくり課保健予防係 ☎888-2940

定期予防接種（接種費用一部助成）

▼対象者

- ① 町内在住で、4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳となる人のうち、初めて高齢者肺炎球菌ワクチンを接種する人
※上記対象者には、健康づくり課から個別通知を行っています。誕生日の前でも接種は受けられます
- ② 60～65 歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により身体障害者手帳 1 級を取得している人のうち、初めて高齢者肺炎球菌ワクチンを接種する人
※②の対象者にはあらかじめ予診票を送付しておりませんので、接種をご希望の人は必ず事前に健康づくり課までご連絡ください。予診票およびご案内（町内の協力医療機関一覧等）を送付します

▼助成期間

4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

▼助成金額

- ▶ 町から郵送された予診票を使用することにより 3,000 円の助成が受けられます。差額は協力医療機関へお支払いください
- ▶ 生活保護受給者は、事前に健康づくり課までご連絡ください。自己負担免除券を送付いたします

▼助成回数

一人につき生涯 1 回のみ

▼接種場所

- ▶ 県内の予防接種協力医療機関については、茨城県医師会ホームページをご参照ください
- ▶ ①の対象者には、町内の協力医療機関一覧を同封しています

任意接種（申請により接種費用一部助成）

▼対象者

- ▶ 65 歳以上で、上記の「定期予防接種」対象者に該当しない人のうち、今年度に接種を予定している人
- ▶ 上記の「定期予防接種」対象者で、前回の接種から 5 年以上経過し、今年度に再度接種を予定している人

▼助成期間

4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

▼助成金額

接種費用のうち 3,000 円の助成（定期接種と同額）

▼助成回数

一人につき生涯 1 回のみ

▼申請方法

- ▶ かかりつけの医療機関で予防接種を受けます。接種費用は全額を医療機関に支払います。
- ▶ 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内 阿見町阿見 4671-1）に助成の申請をします
 - ▼ 申請時に持参するもの
 - ① 接種者本人の身分証明書
 - ② 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の領収書（ワクチン名が明記されているもの）
 - ③ 接種者本人の印鑑
 - ④ 振込先の金融機関の口座番号等が確認できるもの
 - ⑤ 代理者による申請の場合は①～④および委任状と代理者の身分証明書・印鑑
- ▶ 後日、申請した口座に助成金（3,000 円）が振り込まれます

臨時福祉給付金

が支給されます

社会福祉課 ☎888-1111 (161)

消費 費税率の引上げに際し、その負担を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として『臨時福祉給付金』が支給されます。

■支給対象者

基準日(平成27年1月1日)に、町の住民基本台帳に記録されており、平成27年度の市町村民税が課税されていない人が対象となります。

※ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合等は対象外になります

●未申告者の取り扱いについて
 ◆給与・公的年金以外の所得のある人(確定申告した人を除く)、収入のなかった人、遺族年金障害年金失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になっていない人は住民税の申告が必要となります。申告をされないと、臨時福祉給付金の支給判定基礎資料が無いため支給されない可能性がありますので、所得の申告をお願いします
 ▼申告内容を基に臨時福祉

■給付額

支給対象者一人につき6000円です

■申請手続き

申請先は、平成27年1月1日において住民登録がされている市区町村が申請先となります。

※1月2日以降に転出・転入されている場合は、1月1日に住所登録されている市区町村にお問い合わせください

■申請時期

開始時期は市区町村により異なります。町では6月下旬に申請書を郵送し、受付を開始する予定です。

●申請から支給までの流れ

① 6月下旬に支給対象者(町外も含む)へ申請書を送付します

② 申請書に必要事項を記入いただき、同封の返信用封筒に封入してポストに投函

給付金の支給判定や、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などの際に必要となりますので必ず申告をお願いします

してください

※受付期間は、7月15日から平成28年1月15日までを予定しています(7月15日から3か月間を基本とし、必要に応じて平成28年1月15日まで延長予定)

③ 町で支給審査を行い、支給対象者へ支給決定通知を送付します

④ 決定通知送付月の末にご指定口座に給付金が振り込まれる予定です

※第1回目の決定通知の送付は、10月を予定しています

■配偶者からの暴力を理由に避難している人

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により基準日(平成26年1月1日)時点で住民票を移すことができない人で、一定の要件を満たす人は、事前申出期間中に今実際に住ま

いの市区町村に申し出ていただくことにより、次の措置を受けることができます

※手続きの完了後は、配偶者等から、申出を行った人の臨時福祉給付金の代理申請はできなくなります

※住民登録を行っている市区町村ではなく、今実際に住まいの市区町村に臨時福祉給付金の支給の申請を行うことができます

厚生労働省の相談窓口(『臨時福祉給付金』ダイヤル)

臨時福祉給付金に関する一般的なお問い合わせは、厚生労働省設置の下記専用ダイヤルをご利用ください。

☎0570-037-192(午前9時~午後6時 ※土・日・祝日は除く)

『臨時福祉給付金』を装った

『詐欺』にご注意ください!

町や県や国などが、町民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

※子育て世帯臨時特例給付金については手続きが異なりますので『6月号お知らせ版』をご覧ください

町村ではなく、今実際に住まいの市区町村に臨時福祉給付金の支給の申請を行うことができます

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

下吉原 篠崎 榮



今年も蛙の合唱を聞きながら田植えの準備が始まった。土地改良での区割りや機械化での作業以外は、60 数年前の農業を始めたころから何ら変わらない下吉原での作業風景である。変わったのは周辺の景観だ。東にはプレミアムアウトレット、頭上には圏央道の高架橋、南には福田工業団地と牛久大仏。だれがこれだけの変貌を予測できただろうか。

町村合併 60 周年の機会に、私が暮らす変貌著しい下吉原地区を中心に振り返ってみる。

●農地基盤整備から工業団地造成
合併当時の昭和 30 年代から 40 年代は正に農業の時代であった。首都圏に近く多くの作物の北限南限に位置することで数多くの農作物が栽培された。特に大玉スイカやハクサイ、レンコンは数多くの農家が栽培をはじめ、産地として京浜市場に出荷された。当時は国道 6 号でさえ未舗装のところもあるなか、オート 3 輪を運転し片道 4〜5 時間をかけて京浜市場に出荷したことを覚えている。

農業生産効率を上げるための農地基盤整備事業も町内で数多く実施された。下吉原地区でも畑地の交換分合事業は昭和 36 年から、吉原土地改良事業は昭和 49 年から、整備が進み、生産性は機械化とともに格段に向上していった。

昭和 50 年代から 60 年代は都市化へと歩み始めた時代である。日本列島改造ブームにのった住宅団地造成の波が荒川沖や実穀上長・阿見へと押し寄せ、次々と住宅が建設される一方で、吉原地区と君原地区には工業団地が造成された。町内での職住一体開発をということで、常磐線の駅から遠い地区には職場となる工業団地が計画されたのだろう。福田工業団地にはキヤノンや津村順天堂（現・株式会社ツムラ）といった名だたる企業が立地し、町内若者の雇用に大きく貢献した。

●圏央道からインター開発
平成に入ると、バブル景気とともに首都圏拡張からの圏央道計画やインターチェンジ開発計画が持ち上がり、静かな農村

集落へも都市化の波が押し寄せてきた。人家や農地が少なく山林が主だったため開発適地として計画されたとのこと。バブル崩壊とともに土地神話が崩れたことから事業は順調に推移していったが、見慣れた山林や田畑が次々に伐採造成された。かわって圏央道の橋脚や大規模な住宅地に整備されていく様子は、私ばかりではなく多くの人たちが複雑な思いを抱きながら開発を見守っていたことと思う。

●これからの農業
圏央道がいよいよこの 6 月に成田まで繋がると、さらに様相も変わってくるだろう。物流施設が建ち並び店舗が増え、建売住宅が建つて住民が住むようになれば、本当のまちの誕生である。それをこの眼で見ることができるのは何よりである。

私は農業に従事する傍ら、一時期農協や農業委員会に関わったことから農業全般に携わることができた。この 60 年間の農業の遷り変りも身を持って体験してきた。前述のとおり昭和の時代は阿見町の作物は京浜市場で引っぱりどころであり、農協指導のもと契約栽培等も盛んに行われ、経営的にも安定した時代だった。

しかし、今は資材・人件費の高騰や、作物価格の低迷等々と

農業にはあまりにも厳しい時代となった。このままでは今後 10 年程で農家は激減すると思われる。TPP や農協改革等の農業問題は国策であるが、何とか地域や町単位で農業を活性化できる手立てはないだろうか。圏央道開通による都市交流や道の駅開設により期待はあるものの、老婆心ながら心配している。今日この頃である。

●調和と発展に期待

この自然と農業、そして都市開発の調和が図られ、まちが活性化して、今後 10 年先、100 年先も阿見町が発展していくことを期待しています。

篠崎 榮さん



阿見農業協同組合副組合長や町農業委員会会長を歴任し、最近まで自ら 6 次産業化に取り組みなど町農業の発展に貢献されています。

一方で、阿見吉原土地画整理審議会委員も務められインター開発にも貢献されています。



▲昭和 40 年代の霞ヶ浦掛馬水泳場

昭和時代の町の写真を募集しています

町の移り変わりがわかる写真として昭和時代の写真を町民の皆さまから募集します（合併 60 周年記念式典などに使用することがあります）。

▼応募期間 9 月 30 日（水）まで

▼応募条件 ①いつ頃に撮影されたかがわかる ②撮影場所が特定できる

▼応募方法 写真を直接左記に持参する

▼その他 ①写真はデータ化した後、原則その場でご返却します ②写真を部分的に使用する場合があります ③写真データに関する著作権やその他一切の権利は、町に移転することと同意していただきます

▼問合せ 秘書課 ☎ 888-11111（281）

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度

医療 福祉

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼妊産婦マル福の所得の基準額

扶養親族数	本人および配偶者	扶養義務者
0人	393万円	1,000万円
1人	423万円	
2人	453万円	
3人以上	以下、扶養親族1人ごとに30万円加算	青色白色専従者控除・ 譲渡所得特別控除
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	

※妊産婦本人および配偶者のどちらかの高い方の所得で判定します(合算はしません)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(左表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼母子健康手帳▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼印鑑▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※)——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要となります。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

医療機関等へのかかり方
県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合、健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医

療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金(医療機関ごとに)▼外来1日600円、月2日1200円まで
▼入院1日300円、月3000円まで▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、使用できません。そのため、一部負担金(3割)を支払った後、▼受給者証▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可)▼診療明細書または調剤明細書▼印鑑▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等——を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払いいただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問合せ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで

▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

対象

雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職し町の国民健康保険に加入される（された）人、または離職時点ですでに町の国民健康保険に加入している人。

●雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』

左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』（第一面）の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。

- 11・解雇（12・50以外） ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
- 22・特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満更新明示あり）
- 23・特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満更新明示なし）

31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

33・正当な理由のある自己都合退職（31・32・34以外）

34・特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6か月以上12か月未満）

※左記の受給資格者証では軽減対象になりませんのでご注意ください

①特例受給資格者証 季節的に雇用されるまたは短期の雇用就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の人へ交付されます

②高年齢受給資格者証 65歳到達日以後に離職された人へ交付されます

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

申請方法

世帯主（納税義務者）が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの…雇用保険受給資格者証、印鑑

低所得世帯に係る国保税（均等割・平等割）の軽減

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得等から計算されますが、世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の世帯総所得金額（※1）が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度があります。

この軽減制度の適用を受けるには、世帯全員の申告が必要です。

条件を満たす世帯は、自動的に軽減された額で課税計算されますので、軽減の申請は必要ありません。

▼所得金額に基づく軽減割合

軽減割合	基準となる所得金額が次の場合
7割	33万円を超えない世帯
5割	『33万円+（26万円×被保険者および特定同一世帯所属者数）』を超えない世帯
2割	『33万円+（47万円×被保険者および特定同一世帯所属者数）』を超えない世帯

※1 擬制世帯主（※2）を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者（※3）の所得の合計金額

※2 国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務者は世帯主となります。このような世帯を擬制世帯主といいます

※3 国保から後期高齢者医療制度へ移行された人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人をいう。ただし、世帯主に変更があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

自己負担額の計算方法

月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算

外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算

病院・薬局・歯科の区別なく合算
入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象

とならないものは除く

申請および支給

該当者のうち申請が必要となる（初めて支給の人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書・印鑑・金融機関の口座番号がわかる書類および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

●高額な治療が長期間必要なときには

厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です。

高額療養費の 自己負担限度額

は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

一般（1割負担）：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人

低所得者Ⅱ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

低所得者Ⅰ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合に

所得区分	月額自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1% を加算 ※ 4 回目以降: 44,400 円
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が4回以上あった場合に適用

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です

児童福祉課 ☎888-1111 (177)



児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします

所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

現況届の提出

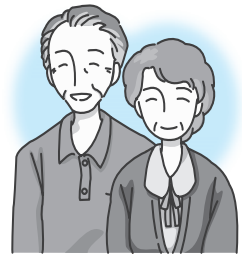
児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限：6月30日(火)まで ※土・日を除く ▼提出先：役場1階児童福祉課

▼必要書類：▼児童手当現況届 ▼厚生年金等加入者の場合：健康保険被保険者証の写し（町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません） ▼平成27年1月2日以降に阿見町へ転入した場合：1月1日現在の住所地での平成27年度所得証明書 ▼児童と別居している場合：子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し（児童と同居している人は、住民票は必要ありません）

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの 特別徴収制度とは、65

歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書または口座振替で納付していた公的年金から天引きする制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

公的年金の受給者で、▼65歳以上（4月1日現在）▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある——のすべてを満たす人。

対象とならない人

▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない人
▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人
▼介護保険料が年金から天引きされていない人
▼住民税から天引きされる額が老齢基礎年金等の年額を

超える人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から天引きする制度となっています。

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得分にかかる税額のみ天引きします。

公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から天引きせず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金——など）。

※遺族年金や障害年金は天引

きの対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・6・8月）…前年度の下半期の税額を3分の1ずつ3回徴収します（**仮徴収**）

② 下半期の年金支給月（10・12・2月）…その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回天引きします（**本徴収**）

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の最後（2月）の税額に応じて仮に定めて天引きされます

■年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

期別	上半期		下半期		
徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
月(期)	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$

■次年度以降

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
徴収方法	特別徴収 （年金からの天引き）					
月(期)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度 2月と 同額	前年度 2月と 同額	前年度 2月と 同額	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$

公的年金等を受給されている人の 町・県民税（住民税）申告

確定申告が不要でも住民税の申告が必要となる場合があります

税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

所得税および復興特別所得

税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告書を提出したものとみなされますから、住民税の申告書の提出は必要ありません。

しかし、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、次に当てはまる場合には、住民税の申告書の提出が必要となります。

① 公的年金等にかかる雑所得のみがある人で、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除など）以外の各種控除の適用を受けるとき

※住民税申告書を提出しないと、源泉徴収票に記載されていない社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの住民税の控除の適用を受けることができません

② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額があるとき

※公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です

確定申告が必要な人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなります。

しかし、2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人や年金以外に給与所得がある人などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

※上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が必要条件となっている場合がありますので、ご注意ください

確定申告ができる人

確定申告が必要でない場合でも、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が納め過ぎとなっている人は、確定申告をすることにより差額の還付を受けることができます（還付申告）。

ふるさと納税の制度改革（ふるさと納税がさらに身近になりました）

●ふるさと納税枠の拡充

ふるさと納税を行う際、2,000円を除いた全額が控除される限度額である『ふるさと納税枠』が、約2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。

※実際のふるさと納税枠は収入や控除により個人毎に異なります

●ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、**ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り**、ふるさと納税を行う際に、**各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出する**ことで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。平成27年4月1日以降のふるさと納税から対象となります。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした人や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う人も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要となります。

※詳しくは、総務省ホームページ内の『ふるさと納税ポータルサイト』をご覧ください

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます

町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

社会福祉課 ☎888-1111(162)



社会福祉課

ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品の手渡し配達により安否の確認を行います。

シルバーカー補助事業

歩行に支障がある高齢者で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 5000円

家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上（常時尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む）と認定された在宅の高齢者などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼個人負担があります

福祉電話貸与事業

電話の設置が困難なひとり暮らしの高齢者に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

緊急通報システム整備事業

病弱などの理由により緊急時に機敏に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者の住居に、緊急通信装置・火災センサー等を設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。なお、電話回線がNTTでないで使用できません。

▼個人負担があります

日常生活用具給付事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者に、電磁調理器・火災警報器を給付します。

▼個人負担があります

生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者などで日常生活を営むのに支障のある人に対して、日常生活の支援・援助のため、生活管理指導員を派遣します。

▼個人負担があります

在宅介護慰労金支給事業

基準日（12月31日）以前に1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、同期

間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊・そのほかの緊急時に迅速・適切な対応をします。

▼費用負担 2 利用料・情報料・現場急行料は町が負担します

外出支援サービス事業

車椅子やストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする高齢者を対象に、特定の医療機関などへの通院・通所に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税などの減免を受けている人は対象外となります）。

生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による指導・

支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります

要介護者等緊急短期宿泊事業

介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要なる人を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護状態などにより個人負担額が異なります

高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者などが、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者2親等以内の親族がいない人）など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後

※次ページに続く

見制度を利用する際の申立費用などを助成します。
▼助成額 所得などにより異なります
 ※知的・精神障害者は障害福祉課地域生活支援係(総合保健福祉会館内)で受け付けします

健康づくり課

健康づくり課

●つるかめ教室
 運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。

▼対象 10人以上の高齢者団体

▼実施回数 2月1回

▼実施場所 地区公会堂など

健康相談

健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

町社会福祉協議会

給食サービス事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日 毎月第2・4水曜日(祝日、7・8月の夏季を除く)

生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日 毎週月曜日(金曜日(祝日)年末年始を除く)

▼利用料(個人負担分) 1食あたり(普通食410円・特別食570円)

心配ごと相談

生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。
 ※詳細は28ページ(定例相談)参照

ふれあい電話

申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。

▼実施期日 火・木曜日午後1時30分～4時(祝日・年末年始を除く)

在宅福祉(有償)サービス事業

おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼登録会員方式 利用会員協力会員

▼サービス内容 食事の支度・洗濯・掃除・買い物、通院など外出時の付き添い、軽易な身の回りの世話など

▼利用日時 午前7時～午後7時(年末年始を除く)

▼利用料 1時間600円

ミニデイサービス(生きがい活動支援通所事業)

介護保険認定に該当しない65歳以上の高齢者に、趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練などのサービスを提供します。

▼サービス 1人あたり週1回

▼利用料 1日281円

車いす貸出事業

町内在住の人に、一時的(1か月を限度)に車いすを貸し出します。

低床カー貸出事業

車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。
▼負担 1kmあたり10円のガソリン代がかかります

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い、日常生活を支援します。

▼利用料 福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス(生活支援員派遣による援助) 1時間あたり1100円

▼書類等預かりサービス(保管料) 1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談・介護や福祉・高齢者虐待等の

高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や二次予防などに対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

地域包括ケアシステム

介護を必要とする在宅の高齢者・障害者などに対しケアチームを結成して地域で見守り、要介護者を地域で互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

家族介護支援事業

在宅で介護している人や近くで支援している人、および介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供し、介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。

各サービスの問い合わせ

▼社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111(162) ▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940 ▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課計画係 ☎888-1111 (233)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域
▼補助を受けられる人
土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費(※)の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m 当たり 10,000 円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m 当たり 15,000 円
補助率	生垣設置に要する経費の 2 分の 1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000 円 (角地の 2 辺に設置する場合は 350,000 円)	

※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

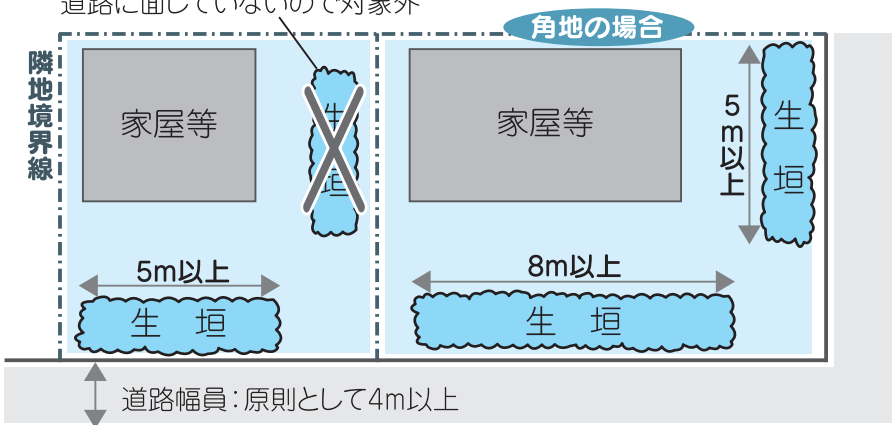
▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

補助の条件

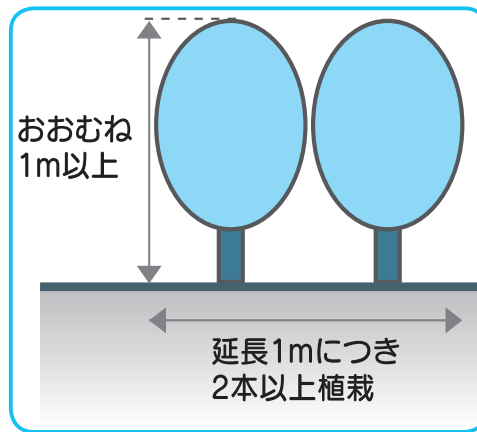
生垣の長さなど

▼道路に面して設置されるもので、総延長 5m 以上であるもの
※角地の 2 辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が 8m 以上かつ短辺の延長が 5m 以上必要

道路に面していないので対象外



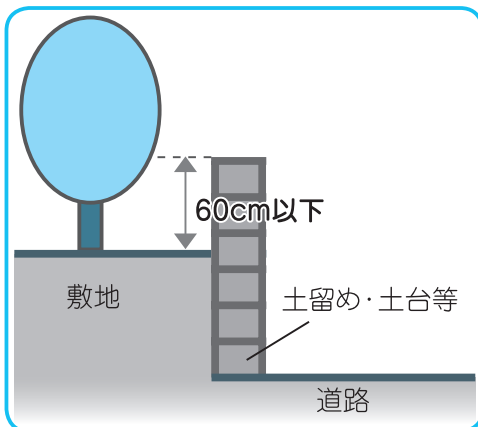
▼生垣設置の例



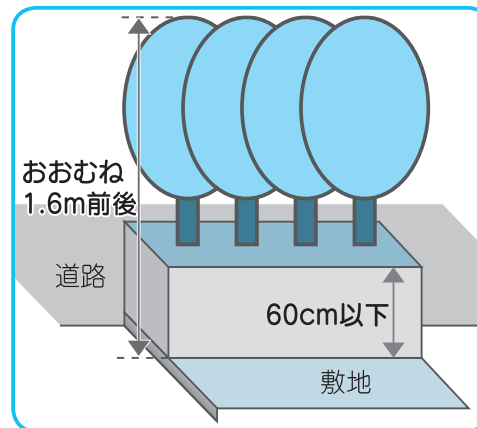
■生垣の高さなど

▼樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）

▼延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▽ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▽コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



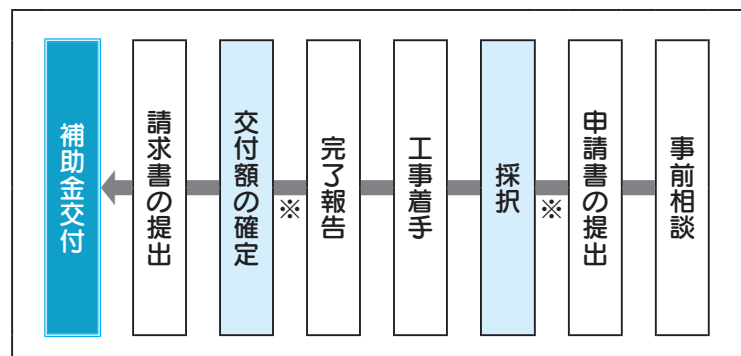
■申請方法

生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。

設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (233)



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

申請の流れ

平成 26 年度の運用状況を報告します！

●情報公開制度 ●個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。

皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要な事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページ（下記参照）から取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します

実施機関	件数	主な内容
町長	総務部	13 住居表示台帳、入札関係書類、工事関係書類
	保健福祉部	3 放課後児童クラブ事業関係書類
	都市整備部	4 入札関係書類、工事関係書類
町教育委員会	36	予科練平和記念館契約関係書類、全国学力テスト各教科平均正答率、小中学校健康診断の結果
選挙管理委員会	3	阿見町長選挙及び阿見町議会議員一般選挙に関する収支報告書

▼請求書のダウンロード:

<http://www.town.ami.lg.jp/category/10-11-0-0-0.html>

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

公開請求の決定状況	件数
公開	12
一部公開	32
非公開	3
不存	12
情報提供	0
合計	59

▼平成26年度の運用状況…59件の公開請求がありました（左表参照）

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんの町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求ができる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることが出来ます

▼請求の方法…請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることと確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

公開請求の決定状況	件数	公開請求の決定状況	件数
公開	0	不存	0
一部公開	1	情報提供	0
非公開	0	合計	1

実施機関	件数	主な内容
消防長	1	建物火災関係書類

人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求利用停止の申出…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成26年度の運用状況…1件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。その他、訂正請求利用停止の申し出はありませんでした

リサイクルの推進

ご存じですか？

6月5日は『環境の日』です

環境政策課 ☎888-1111 (116)

生ごみリサイクルを始めてみましょう

生ごみ処理容器『コンポスト』の使用により、生ごみが土の中の微生物の影響で堆肥として生まれ変わります。補助を利用してリサイクルしてみませんか？

▼**注意事項**：補助の申請受付は、毎年、年度末の締め切りとなります。3月に購入した場合は、月末までに申請して下さるようお願いします

▼補助金

種 別	補助率	限度額	一世帯限度
生ごみ処理容器	3分の2	3,000 円	2 基
電気式生ごみ処理機	3分の1	20,000 円	1 基

※ 100 円未満切り捨て

※ 5 年以上経過すれば、買い替えたコンポストも補助の対象となります



▲生ごみ処理容器『コンポスト』

子ども会リサイクル活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼**助成内容**：▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付（10 円未満切捨て）▼年度内に 3 回の活動分まで

平成 26 年度子ども会による資源物の回収実績（キログラム）						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
111,063	255	22,850	3,275	1,955	453	139,851



▲子ども会のリサイクル活動

『茨城エコ事業所』の取り組み

『茨城エコ事業所』とは、地球環境に配慮した取り組みを積極的に実践している事業所のこと、県独自の登録制度です。

町施設では 2 か所登録しており、役場が平成 25 年 11 月 13 日付、中央公民館は平成 27 年 3 月 6 日付で、それぞれ『AAA ランク認定』を受けました。

今後も省資源化や省エネに努め、エコオフィスを目指して活動に取り組んでいきます。

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者および占有者は、雑草を定期的に刈り取るなど、責任をもって日ごろから適正な管理をお願いします。

刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください（量が多い時は霞クリーンセンターへ連絡のうえ直接搬入をお願いします）。

▼**注意事項**：野外での焼却行為は、法律により禁止されています。ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『元予科練生講演会』の開催

元『第14期甲種飛行予科練習生』であり、現在は阿見町教育委員会で歴史調査委員の活動を行っている戸張礼記氏を講師にお迎えして講演会を開催します。

阿見町出身の戸張氏は、大空に憧れた少年時代を過ごし、パイロットになるために予科練の入隊試験を受けました。昭和19年6月1日、厳しい試験に合格。土浦海軍航空隊に入隊しましたが、戦況の悪化により予科練教育は中断。飛行機に乗ることはできませんでした。その後、青森県の三沢海軍航空隊に転隊。終戦時は、大湊海兵団で肉弾特攻『土竜(もぐら)作戦』の訓練を行っていました。



▲講師の戸張礼記氏。現在(左)と予科練入隊時(右)

現在は、その体験を基に各所で講演会を行っており、『知られざる予科練』をテーマに予科練の歴史や先輩達の思いを今に伝えています。

今回の講演会では、戦後70周年の思いを当時の体験とともに語っていただきます。

▼日時:6月20日(土)午後2時～3時30分

▼場所:予科練平和記念館ラウンジ

▼席数:約100席

▼料金:無料

▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください

無料開館日(阿見大空襲の日)

『阿見大空襲の日』に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

昭和20(西暦1945)年6月10日、町は大規模な空襲を受けました。予科練教育を行っていた土浦海軍航空隊をはじめ民間の犠牲者も多数出ており、現在も6月10日には土浦市法泉寺にて慰霊祭が行われています。

▼期日:6月10日(水)

▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)



▲土空空襲の様子

文集『(仮称)戦後70周年に思う事』の原稿を募集

予科練平和記念館では、戦後70周年にあたり、町民の皆さまからの原稿を募集しています。

戦争を回顧し、平和への願いを綴った原稿を募り、文集として編さんして後世に残すものです。「戦争体験者」「陸海軍関係者」「ご遺族」など、町民の皆さまからのご投稿をお待ちしております。

お預かりした原稿は、平成28年3月に編集製本します。

▼原稿枚数:400字詰め原稿用紙4～10枚程度(増減可)。写真添付可

▼提出期間:10月31日(土)まで

▼提出方法:郵送または直接窓口へ提出

▼その他:詳細は下記にお問い合わせください

▼問合せ:予科練平和記念館 ☎891-3344(月曜日を除く午前9時～午後5時)

◎学芸員のつぶやき

予科練では、6月1日に衣替えが行われました。一斉に制服を替えるのは現在と同様ですが、一度に夏服から冬服へと完全に変わった訳ではありません。以前に当館ブログでもご紹介しましたが、上半身は夏服、下半身は冬服の、通称『ハンクロー』スタイルになります。漢字にすれば『半黒』。夏服である上着の色は『白』、冬服のズボンの色は『黒』のツートンカラーです。海軍らしいスマートさで、きちんとした制服で街中を歩く姿は、色相もあって颯爽として梅雨の雨の中でも映えたのではないのでしょうか。皆さまもカビの多い季節、予科練生に負けないよう身だしなみにはお気を付けください。

お知らせ

Information

●まい・あみ・まつり
ステージ式典部会から出演者募集

①まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼内容 まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー(大使)3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます

▼対象 町内在住または在勤・在学中で18歳以上の人(男女および既婚・未婚は不問)

▼賞品 大使3人に商品、参加者全員に参加賞

▼募集人数 20人程度

②ジュニアフェス

▼内容 中学生以下の子どもによるステージパフォーマンス(持ち時間は5分以内)

▼対象 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

▼賞品 参加者全員に参加賞

▼その他 申込多数の場合、抽選の場合あり

③アミューズフェス

▼内容 高校生以上によるステ

ージパフォーマンス(持ち時間は5分以内)

▼対象 町内在住または在勤・在学中で18歳以上の人

▼賞品 参加者全員に参加賞

▼その他 申込多数の場合、抽選の場合あり。ステージ運行上、バンド等の準備時間を要するものは不可

④のど自慢

▼内容 のど自慢(持ち時間は3分程度)

▼対象 町内在住または在勤・在学の人

▼賞品 優勝者などに商品、参加者全員に参加賞

▼募集人数 11組(申込多数の場合、事前選考会により選考)

▼申込方法 6月26日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

●ステージ式典部会からボランティア募集

▼日時 7月31日(金)～8月3日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼内容 ステージの準備・ステージ進行の手伝い

▼申込方法 7月17日(金)まで

に、電話または直接左記に申し込む

●パレード神輿部会から参加団体等募集

今年も楽しいパレード・神輿・よさこいソーラン・盆踊りなどを行います。

①わいわいパレード・輪車・仮装行列など アミゴン、ピースとさくらと一緒に巡行してみんなで楽しいお祭りにしましょう

▼申込方法 ①②は6月18日(木)まで、電話または直接左記に申し込む

②盆踊り

阿見音頭・新阿見音頭

模範店は町商工会による運営になりますので、まい・あみ・まつり実行委員会による募集はありません。詳細は、町商工会(☎887-10552)にお問い合わせください。

▼問合せ まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎888-1111(173) ※土・日を除く午前9時～午後3時30分

●『全国一斉特設人権相談』実施

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。

県人権擁護委員連合会では、6月1日の『人権擁護委員の日』にちなみ、左記のとおり特設人権相談を実施します。地元の人権擁護委員が人権問題等で困りの人の相談を受け付けます。

▼期日 6月4日(木)

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」大会議室

▼問合せ 総務課 総務係 ☎888-1111(215)

霞ヶ浦高等学校からダンス部第8回合同発表会

霞ヶ浦高等学校からダンス部第8回合同発表会

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料にてアドバイスをさせていただきます。

土台と梁、柱、柱を覆った構造用下地材で固定するたため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

今がチャンス! LIXILリフォームショップ

省エネ住宅ポイントで お得にリフォーム!!

省エネ住宅ポイントは、1戸あたり最大**300,000**円が支給されます。

※耐震改修工事は+150,000円(税別)

省エネ住宅リフォームでポイントが貯まります!

内装塗装	窓交換	ガラス交換	または	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー
20,000円(税別)	20,000円(税別)	8,000円(税別)	+	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー
14,000円(税別)	14,000円(税別)	5,000円(税別)	+	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー
8,000円(税別)	8,000円(税別)	3,000円(税別)	+	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー

省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー

省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー
省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー
省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー
省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー	省エネ住宅ポイントが貯まるリフォームメニュー

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都住建 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

慰霊巡拝の参加者募集

政府では、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上において戦没者を慰霊するため、慰霊巡拝を実施しています。

参加対象者は、戦没者の遺族（配偶者（再婚した人を除く）・父母・子・兄弟姉妹）および参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪で、県内在住の健康状態が良好な人です（年齢は原則80歳以下）。

日程等の詳細は左記までお問い合わせください。

▼実施地域 ▼沿海地方 ▼硫黄島 ▼ウズベキスタン ▼東部ニユーギニア ▼フィリピン ▼マインドネシア ▼北ボルネオ ▼パラオ など

▼問合せ 社会福祉課 ☎ 888-11111 (163)

慰霊友好親善事業の参加者募集

一般財団法人日本遺族会では、政府から委託・補助を受け、標記事業を実施しています。先の大戦で父等を亡くした戦

没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れて慰霊追悼を行うとともに、その地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。なお、本年は終戦70周年記念事業として洋上慰霊を実施します。日程等の詳細は左記までお問い合わせください。

▼参加料 9万円

▼実施地域 ▼フィリピン ▼ニユーギニア ▼中国 ▼ボルネオ ▼マレー半島 ▼ミャンマー ▼ソロモン諸島 ▼マリアナ諸島 ▼トラック諸島 ▼パラオ諸島 ▼マーシャル・ギルバート諸島 ▼旧ソ連 ▼インドー など

▼問合せ (財)日本遺族会事業課 事業係 ☎ 03-3261-5521

いばらき県南若者サポートステーション就労相談(無料)

就労意欲を持ちながらも、就職に不安や悩みを持つ人やそのご家族の相談を受け付けます。

▼期日 6月3日(水)

▼時間 午後1時～4時

▼場所 かすみ公民館会議室

▼対象 15歳から39歳の本人およびその家族

▼申込方法 電話・ファクシミリ・メールのいずれかで左記に申し込む

▼その他 要事前予約

▼問合せ いばらき県南若者サポートステーション（一般社団法人アイケイツクば） ☎ 893-3380 FAX 893-3381 Eメール: info@saposte-tsukuba.jp

町シルバー人材センター入会説明会開催

▼期日 6月2日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館）

▼対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象（入会承認制）

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎ 888-2036

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場から

『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時 6月10日(水)～11日(木)、17日(水)～18日(木)

日没から約3時間以内（各機2時間基準）

▼問合せ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 842-1211 (3420)

県歯科医師会『親と子のよい歯のコンクール』募集

▼対象 平成21年4月2日から平成24年4月1日までに生れた未就学のお子さんとその母親または父親 ▼本コンクールで入賞歴のある人の再応募はご遠慮願います ▼喫煙習慣のある親は対象外とします

▼入賞 母と子の部・父と子の部各、最優秀1組・優秀4組

▼応募方法 6月19日(金)(必着)までに、親子の氏名・生年月日・郵便番号・住所・電話番号・かかりつけの歯科医院等の電話番号を記載して、はがきまたはファクシミリで左記に申し込む。口腔診査票が送付されたら県歯科医師会会員の歯科医院で検診(無料)を受ける ※検診時に親子の前歯が見えている笑顔の顔写真を持参

▼表彰 11月15日(日)に県歯科医師会館(水戸市見和)で開催する『第24回茨城県民歯科保健大会』の席上で表彰する

▼問合せ 〒310-0911 水戸市見和2-292 県歯科医師会 ☎ 029-252-2561 FAX 029-253-1075

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3

TEL: 887-3421 FAX: 887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの
ササガ館 阿見中央店
TEL: 840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL: 887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

町職員(保健師)募集

平成28年4月1日採用の町職員(保健師)を左記のとおり募集します。 ※一般事務職員等の募集は別途実施します

職種 保健師

募集人数 若干名

受験資格 ①保健師の資格を有する人または平成28年3月までに資格取得見込みの人

②昭和63年4月2日以降に生まれた人 ③健康状態が正常である人 ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません

④選考方法 作文および個別面接(別途、身体測定・身上調査を実施)

⑤選考期日 7月下旬ごろ

⑥選考場所 役場会議室 ※期日および場所の詳細は申込者に直接通知

⑦合格発表 9月頃本人に通知

⑧給与 174,200円(平成27年4月現在の大学卒初任給。学校卒業後一定経年数がある人は加算あり。その他、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末および勤勉の各種手当あり。)

⑨申込期間 6月1日(月)～26日(金)の土・日を除く午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は必着

⑩申込方法 ①申込用紙・面接カード・自己推薦書を総務課

へ直接または郵送で請求 ※郵送請求の場合は、封筒の表に『職員採用選考申込用紙請求』と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および履歴書(最終学歴(見込を含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号)を明記した書類を同封。直接請求の場合は、窓口で同様の内容を受付簿に記入。②申込用紙・面接カード・自己推薦書に必要な事項を記入し直接または郵送で総務課に提出

③その他 受付時に募集の詳細を配布しますのでご確認ください

④問合せ 総務課職員係 ☎888-1111(211)

【国際交流ウォーキング】参加者募集

ウォーキンググループと一緒に中央公民館周辺を歩きます。

①期日 6月13日(土)

②時間 午前9時～正午

③場所 中央公民館集合

④対象 町国際交流協会会員および町在住の人(小学生以上)

⑤募集人数 30人(定員で締切)

⑥参加料 無料

⑦申込方法 6月10日(水)までに、電話またはメールで左記

に申し込む

その他 雨天中止。履き慣れた靴・帽子を着用してきてください。また、飲み物は各自持参。参加者全員に参加賞があります

問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)

※火・金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ◆Eメール: aiea.ami@atlas.plala.or.jp

【第2回町民健康ウォーキング】参加者募集

期日 6月21日(日)

時間 午前8時総合保健福祉会館さわやかセンター出発

場所 埼玉県久喜市(あやめ・ラベンダーの里他)約8キロメートル

募集人数 45人(参加者は抽選により決定します)

参加料 1,000円 ※抽選日または当日受付で納める

抽選日時 6月7日(日)午後3時から

抽選会場 中央公民館3階集会室

その他 事前申込不要 ◆直接抽選会場にお越しください ◆抽選会開始後は受け付けません ◆代理出席可(1人につき2人分まで)

問合せ 阿見いきいきクラブ 田沼 ☎887-10836

【地域ケア研修会】参加者募集

期日 6月21日(日)

時間 午前10時～11時40分

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室

内容 講演『誰にでもわかる認知症・認知症を知ることから始めよう』

講師 永田博司氏(県立医療大学医学部センター教授)

申込期間 6月15日(月)まで ※土・日を除く

申込方法 電話または直接左記に申し込む

問合せ 町社会福祉協議会 ☎887-10084

【第55回県母親大会開催】

期日 6月28日(日)

時間 午前10時～午後4時(受付:午前9時から)

場所 県立勝田高等学校(ひたちなか市足崎)

内容 ◆午前:シンポジウム・分科会 ◆午後:全体会(記念講演『メディア漬けで壊れる子どもたち―スマホ社会の落とし穴―』/講師:清川輝基氏)

参加料 1,000円(資料代)

その他 内履き(スリッパ)を持参ください

問合せ 第55回県母親大会実行委員会 ☎824-18949

〈広告欄〉

相続(登記・遺言・相続放棄)・不動産登記(抵当権抹消・贈与)・債務整理

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室

あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹

TEL 029-804-0382 E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日AM9:00～PM6:00)

*・上記以外の時間帯・土日祝日も対応致します。・面談には事前の予約が必要です。

JA 阿見中学校 コンビニ 郵便局

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 887-1147 阿見町岡崎1-12-7 FAX 887-0970

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 6月4日(木) 午前10時～午後3時
場 所 総合保健福祉会館 2階大会議室 A
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111 (215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場 1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

障害福祉課
☎ 888-2943

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 887-2600

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,043人 (+ 36) ▽5月1日現在
- 男 性 23,835人 (+ 18) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,208人 (+ 18) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,079世帯 (+ 66) ▽情報政策課調べ

6月の納税等

町県民税(1期)
介護保険料(2期)
納期限 6月30日(火)

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 7月31日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 4月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	95件(393)
出場件数 154件(632)	交通事故	23件(88)
	一般負傷	24件(87)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	12件(64)
	合 計	154件(632)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場 1階北側玄関、仮設庁舎 1階、役場 2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店